

児童扶養手当と公的年金給付等との併給制限が見直しになります

これまで、「父母または養育者が公的年金等を受給できる場合」は、児童扶養手当を受給することができませんでした。しかし法改正により、12月から公的年金等を受給できる場合でも、「年金額が児童扶養手当の額を下回るとき」はその差額分の児童扶養手当を受給できるようになります。

○今回の法改正により新たに手当を受け取れる場合

- お子さんを養育している祖父母などが、低額の老齢年金を受給している場合
- 父子家庭で、お子さんが低額の遺族厚生年金のみを受給している場合
- 母子家庭で、離婚後に父が死亡し、お子さんが低額の遺族厚生年金のみを受給している場合など

〈参考：児童扶養手当の月額〉（平成26年4月以降）

- 子ども1人の場合 全部支給：41,020円
一部支給：41,010円～9,680円（所得に応じて決定されます）
- 子ども2人以上の加算額 2人目：5,000円、3人目以降1人につき：3,000円

○新たに手当を受給するための手続き

児童扶養手当を受給するためには、村への申請手続きが必要になります。

○支給開始日

- 手当は申請の翌月分から支給開始となります。ただし、これまで公的年金などを受給していたことにより児童扶養手当を受給できなかった方のうち、平成26年12月1日に支給要件を満たしている方が、平成27年3月までに申請した場合は、平成26年12月分の手当から受給できます。
- 平成26年12月分から平成27年3月分の手当は、平成27年4月以降の支給を予定しています。

〈問い合わせ〉 住民福祉課 福祉係 TEL(62)9195

阿蘇白水郷美術館指定管理者募集

村では、公の施設である「阿蘇白水郷美術館」の管理業務について、施設の目的をより効果的に達成するため、「南阿蘇村立美術館条例」および「南阿蘇村公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」に基づき、「阿蘇白水郷美術館」の指定管理者を募集します。

■ 指定の期間

平成27年4月1日～平成30年3月31日までの3年間。

■ 質問事項の受付

募集要項の内容などに関する質問を次のとおり受付します。

▼ 受付期間

12月2日(火)～15日(月)までの平日

午前9時～午後5時まで

▼ 受付方法

質問票（様式第5号）に記入のうえ、FAXで提出してください。

FAX(67)2073

【申請書提出先・提出期限】

▼ 提出先

役場 総務課（久木野庁舎）
〒869-1411

南阿蘇村大字河陰145-3

TEL(67)1111

(内線1122)

FAX(67)2073

▼ 提出期限

12月2日(火)～22日(月)(休日を除く)の午前8時30分～午後5時まで

※郵送の場合は、郵便書留により最終日の午後5時まで必着のこと。

※電子メール、FAXでの提出は認めません。

※村ホームページに詳しい内容を掲載しています。

〈問い合わせ〉

役場 総務課財務係
TEL(67)1111